

スポーツビジネス人材育成講座業務委託事業者募集要領

1 趣旨

この要領は、愛知県（以下、「県」とする。）が実施する「スポーツビジネス人材育成講座業務委託業務」（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

スポーツビジネス人材育成講座業務委託業務

3 業務目的

愛知県では、産学官等の連携により、スポーツ分野のイノベーションを推進し、革新的な事業・新サービスの創出や県内外への展開に取り組むことで、スポーツの成長産業化及びスポーツを通じた地域活性化を図ることを目的として、「あいちスポーツイノベーションプロジェクト」を推進している。

2024年6月11日には、同プロジェクトの推進母体として「あいちスポーツイノベーションAiSIA」を設立し、メンバー相互間で連携しながら、「スポーツ産業をささえる人材の育成」、「アスリート・スポーツチームの価値向上」、「スポーツと他産業の融合」といった3つの柱に基づく各取組を実施している。

本業務は、そのうち「スポーツ産業をささえる人材の育成」に位置付けられる取組として、スポーツマネジメント人材やスポーツ産業の高度化を担う人材の育成を目的に、スポーツチーム等と連携し、スポーツビジネスに関する連続講座を開催するものである。

4 業務内容

「スポーツビジネス人材育成講座業務委託業務仕様書」のとおり

5 業務成果物

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 業務報告書等 | 2 部 |
| (2) 上記の電子データ | 1 部 |
| (3) その他、県が指示したもの | |

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

6 納品場所

愛知県スポーツ局スポーツ振興課

7 応募資格

以下のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 共同事業体の場合は、すべての団体が上記(1)～(5)を満たしていること。

8 応募に当たっての注意点

- (1) 企画提案は、1 者につき 1 件とする。2 件以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。
- (2) 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。
- (3) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で愛知県が判断する。
- (4) 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続であり、業務の実施においては、企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定し仕様書に定める

9 募集期間

2025 年 5 月 13 日（火）から 5 月 29 日（木）午後 3 時まで

10 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 委託金額限度額
金 2, 6 9 3, 3 3 3 円（消費税及び地方消費税を含む）
※契約金額は、企画提案内容により決定する。
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
（あるいは、愛知県財務規則 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額免除する。）
- (4) 契約期間
契約締結日から 2026 年 3 月 31 日（火）まで
- (5) 委託金の支払
事業完了後の支払いとする。
- (6) その他
企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。
本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約

書による契約手続きを選択できることとする。電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

11 応募方法等

(1) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数等は、次表のとおりとする。

様式は、愛知県スポーツ振興課 Web ページからダウンロードすること。

	提出書類の名称	規格	提出部数
様式 1	企画提案書（表紙）	A 4 縦両面	8 部
任意様式	企画提案書（内容）	A 4 両面	8 部
様式 2	経費見積書	A 4 縦両面	8 部
任意様式 （添付書類）	・提出者の概要が分かる資料（会社パンフレット等） ・直近 2 年間の決算報告書 ・共同事業体協定書の写し、委任状（共同事業体の場合のみ）	原則 A 4 両面	1 部
様式 3 様式 4	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書*	A 4 縦両面	8 部
様式 5	企画提案書の非開示願い（必要な場合のみ）	A 4 縦両面	1 部

※ 該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実が確認できる書面（再発行された登録証等又は証明書など）を提出すること。（様式 4 参照）

(2) 企画提案書の内容（任意様式）について

・以下の事項については、必ず記載すること。

➤ 講座全体の実施方針、スケジュール ➤ 各回の講座内容、到達目標 ➤ 講師候補者 ➤ 受講者への講座開催時及び開催時以外での支援体制 ➤ 受講者同士、受講者と講師の講座内外でのネットワーク構築 ➤ 受講者の募集方法

・加えて、事業実施体制を説明するものとして、以下の内容を記載すること。

項 目	提案内容
1. 事業実施体制	・本業務を実施する総括責任者及び業務担当者の氏名、所属・職名、実施体制などについて、詳細に記載すること。
2. 同種事業実績	・本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去 2 年間の実績について簡潔に記載すること。 ・なお、記載した実績については、必ず実績を示す書類（契約書写し、検査合格通知等、実績の概要が簡潔にわかるもの）を 1 部添付すること。

(3) 「経費見積書（様式2）」について

- ・消費税及び地方消費税額抜きの金額（円単位）と、消費税及び地方消費税を含む金額をそれぞれ該当欄に記載すること。
- ・様式2に日付、事業者名、代表者名等を記入すること。
- ・経費見積書に記載した金額の明細書を添付すること。
- ・企画提案書とは別綴じとすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）のいずれかとする。

持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（5月29日（木）は午後3時まで）とする。

(5) 提出期限

2025年5月29日（木）午後3時（必着）

(6) 提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（西庁舎8階）

愛知県スポーツ局スポーツ振興課スポーツイノベーション推進グループ

朝岡・磯部

電話 052-954-6817（ダイヤルイン）

(7) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - 虚偽の内容が記載されているもの
 - 記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- ・提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- ・提出された書類は、必要に応じて複写（県庁内および選定委員会での使用に限る）する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。
- ・採択を決定した企画提案の内容について、その一部の変更を依頼することがある。

(8) 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催する。出席は応募の必須要件ではない。

ア 日時

2025年5月19日（月）午前10時30分～

イ 場所

オンライン開催（Microsoft Teamsを使用）

ウ 参加申込方法

以下により電子メールで申し込むこと。

- ・申込期限 2025年5月19日（月）午前9時まで
- ・件名は「スポーツビジネス人材育成講座委託業務の説明会」とし、本文中に次の(ア)～(ウ)を記載すること。

(ア) 貴社（団体）名（個人の場合は、「個人名」として記載してください。）

(イ) 参加者氏名

(ウ) 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

- ・ 申込先：愛知県スポーツ局スポーツ振興課スポーツイノベーション推進グループ
電子メールアドレス：sports@pref.aichi.lg.jp

(9) 質疑

本業務に関し質問等がある場合は、2025 年 5 月 21 日（水）午後 3 時までに県スポーツ振興課へ電子メールで送信すること。質問等への回答は、2025 年 5 月 23 日（金）までに返信するほか、県の Web ページに掲載する。

・ メール送信先

sports@pref.aichi.lg.jp

・ メールの件名

「スポーツビジネス人材育成講座委託業務に関する質問」

〔 ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けないこととする。 〕

12 選定事業者数

1 者

13 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書をはじめとする書類（以下、「提案書」という。）について、県が形式審査を行った後、選定委員会において審査を行う。
- ・ ただし、6 者以上からの企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県（スポーツ振興課の職員）において書面による書面選定を行い、上位 5 者程度を選定委員会での審査の対象とする。
- ・ 具体的な選定者数については、選定担当職員が協議を行い、総合的内容を評価の上決定し、選定委員会へ付議する。
- ・ なお、書面選定は選定委員会と同様の基準にて審査する。
- ・ 選定委員会による審査は、提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより行う（プレゼンテーションの時間は、1 者約 20 分程度（説明 10 分、質疑応答 10 分）を目安とする）。
- ・ プレゼンテーションは、提案書のみで行うこととし、追加書類は認めない。
- ・ 選定委員会は、6 月 4 日（水）から 6 月 10 日（火）までの間にオンライン（Microsoft Teams を使用）で開催する。選定委員会の日時は、提案者に対し文書等により通知する。
- ・ 書面選定及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及

び異議申し立てには応じない。

- ・必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(3) 選定基準

委託先の審査は、応募資格を満たしている者につき、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 実施方針、スケジュール、体制の妥当性

- ・実施方針について、県が当取組を行う目的を理解した上で適切に検討されているか。
- ・実施スケジュールは、受講者側・運営者側双方にとって無理の無いものとなっているか。
- ・実施体制（組織体制）及び実施担当者は適切か（提案内容を具体化し円滑に事業を実施できるよう人材が適切に配置されているか）。
- ・類似事業実績のノウハウ活用が、本委託業務の実施に当たって期待できるか。

イ 提案内容の妥当性

- ・各回の講座内容及び到達目標は、事業目的に照らして適切か。
- ・講師候補者は、豊富な経験と高い専門性を有し、実践的な講義を行える人材か。
- ・講義のみでなく、受講者に主体的・対話的な学びを提供できる内容か。
- ・相談・助言等のきめ細やかな支援により、深い学びが提供できる体制となっているか。
- ・受講者同士、受講者と講師が講座の内外で交流を深め、講座終了後もネットワークの継続が期待できような提案か。
- ・受講者の募集方法は、より多くの応募が期待できるような方法になっているか。

ウ 費用対効果

- ・経費の見積もりは適切か。費用に対して、十分な効果が得られるか。

エ 社会的価値の実現に資する取組

- ・社会的価値の実現に資する取組内容

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2025 年 6 月上・中旬（予定）に全提案者に対して電子メール及び郵送で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せに応じられない。

(5) 契約

- ・選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない、また、精算額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。
- ・候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

14 スケジュール（予定）

企画提案の募集開始	2025年5月13日（火）
説明会の参加申込期限	2025年5月19日（月）午前9時まで
説明会（オンライン）	2025年5月19日（月）午前10時30分～
質問の提出期限	2025年5月21日（水）午後3時まで
質問への回答の公表	2025年5月23日（金）
企画提案書の提出期限	2025年5月29日（木）午後3時まで
事業者選定委員会（オンライン）	2025年6月4日（水）～10日（火）
契約締結・業務開始	2025年6月上・中旬
報告書提出・業務完了	2026年3月31日（火）

15 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。
 - ・ 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - ・ 県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

16 問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 西庁舎8階

愛知県スポーツ局スポーツ振興課スポーツイノベーション推進グループ 朝岡・磯部

電 話 052-954-6817（ダイヤルイン）

メール sports@pref.aichi.lg.jp

別紙 1

経費支出基準

(1) 本業務に係る人件費、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、再委託費、賃借料等

(2) 対象経費

ア 人件費

講師への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

イ 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

ウ 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

エ 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

オ 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

カ 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

キ 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

ク その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

ケ 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

コ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税